

議 会 運 営 委 員 会 記 録

|                |                                                                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時            | 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）          午前 1 1 時 0 6 分～午前 1 1 時 3 3 分                                                                                                                            |
| 場 所            | 第 2 ・ 第 3 委 員 会 室                                                                                                                                                                     |
| 出席委員           | ◎阿比留義顯          ○田中          晋<br><br>議 長          助川          忠弘<br><br>岡田    智佳          後藤浩一郎          小松    幸子          松本    寛道<br>山田    一 一          渡邊    晋宏          渡部    和子 |
| 委 員 外<br>出 席 者 | （傍聴）<br>内田    博紀          末永    康文          若狭    朋広          渡辺    裕二                                                                                                                |
| 欠席委員           |                                                                                                                                                                                       |
| 説明のため出席した者     | 副市長（染谷    康則）                                                                                                                                                                         |

午前 11 時 6 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 おはようございます。本日はお忙しい中、令和 7 年第 1 回定例会日程等協議のため、お集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1 の（１）にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、２月 21 日から 3 月 18 日までの 26 日間となりますので、よろしくお願いいたします。以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。

○委員長 議長からお話ございましたとおり、資料のとおり 2 月 21 日から 3 月 18 日までの 26 日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 資料 1 の（２）でございます。付託につきましては、表の右側に記載のと通りの各委員会となります。なお、議案第 11 号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について、第 13 号、柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、第 14 号、柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案でございますけれども、沼南近隣センター閉館に関連する議案となっており、会派別説明会でも説明がされたところではございます。そのため、議案第 11 号の所管委員会である総務市民委員会に一括して付託するという案もあろうかと思いますが、議長としましては原則のとおり各所管の委員会に付託する案としております。

このほか留意点については、事務局より説明いたさせます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、（２）でございます。まず、議案第 30 号、訴えの提起につきましては、介護報酬の不当利得返還金の請求に関するものですが、財政部債権管理課が所管するため、総務市民委員会へ付託となります。また、議案第 31 号、和解及び損害賠償の額の決定につきましては、駐輪場用地賃貸借契約の解約に伴い、相手方に生じた損害の賠償に関するものであり、土木部自転車対策室の所管となるため、建設経済環境委員会に付託となります。また、議案第 32 号は柏市土地開発公社の解散につきましてでございますが、こちらは柏市土地開発公社の理事である渡邊晋宏議員、福元議員、佐藤議員及び林伸司議員が除斥となります。除斥の方法ですが、先例によりまして委員会審査及び最終日の関係する日程に入った際に除斥を行うこととなりますので、御了承願います。以上でございます。

○委員長 ただいま説明のとおりですが、委員会付託についてよろしいでしょうか。  
市民サイドさん。

○松本 沼南近隣センターの閉館については大きな議論となると考えられますが、閉館すること自体については総務市民委員会に付託ということで、ほかの教育子供委員会、健康福祉委員会ではその是非みたいな話はしないということによろしいですか。

○委員長 付託をされる議長にちょっと、じゃコメントお願いします。

○議長 それぞれ、例えば保健センターについては沼南のところにある駐車場のところについての閉館というお話ですので、そちらについてという話になろうかと思います。また、図書館については図書館としての機能についての議論になろうかかと思しますので、大きい近隣センターそのものについてはやはり総務市民委員会のほうで行うということになります。一括するよりも、やはり原則に基づいてしっかり議論することが大切だと思いますので、一括にはしないほうがよいのではないかという判断での提案です。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、委員会付託についてはただいま説明のとおりとします。

なお、副市長にお願いしますが、この沼南近隣センター関連議案をはじめ、各委員会において執行部で十分な答弁ができるよう、特にこれはばらばらになりますので、体制を整えていただきますようよろしくお願いをいたします。

---

○委員長 次に、追加議案の説明について事務局より説明願います。

○議事課長 資料１、（３）でございます。追加議案につきましては、人事案件２件が予定されております。こちらの取り扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、提案説明省略、質疑を３問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。また、追加議案に係る各会派への説明は、質疑並びに一般質問最終日の３月１１日の１２時半から１３時の間に順次各会派ごとに各会派控室で行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきます。

---

○委員長 次に、柏市議会政務活動費交付条例の改正案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料２でございます。（１）の改正内容でございます。具体的には政務活動費の金額についてでございますが、議員分が月額７万円、会派分が１人当たりの月額が１万円とし、議員分の一部を会派分に振替可能となっております。なお、議員分が月額７万円となりますので、このことに伴い、無所属議員も５万円から７万円となります。条例の改正については、令和７年第１回定例会に上程いたします。

施行時期は令和7年4月1日で、遡及はいたしません。

(2) は、今回の定例会で上程する政務活動費条例の改正案についてでございます。改正が必要になる条項でございますが、まず第4条第2項の会派分の規定と第5条第2項の議員分の規定でございます。今回の改正では、まず議員分を7万円といたしまして、会派分を1万円といたします。そして、議員分の一部を会派分に振り分け可能とするものでございます。これまでは会派分をまず決めて、8万円から会派分を差し引いた額が議員分としていたのですが、今回の改正では第5条で議員分を決めて、8万円から議員分を差し引いた額を会派分とするものでございます。

次に、第7条第2項でございます。これまでは会派分を8万円、議員分をゼロ円という選択が可能だったため、議員分をそもそも申請していない議員が存在する可能性がありました。このような議員が会派を異動等した場合、新たに議員分を請求する必要がございましたが、今回の改定によりそのような議員が存在しなくなることから、関係箇所を同項から削除いたしました。

次に、第14条でございます。こちらについては、申し訳ございません、過去の改正漏れが見つかりまして、第13条の2を規定した際に前条第5項という実際にはない項を指すことになることから、第13条第5項と改めさせていただくものでございます。

次ページが条例案、次が新旧対照表になります。以上でございます。

○委員長 それでは、条例案について3月11日の質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会で各会派の御意見を伺いますので、各会派持ち帰りの上、協議をお願いいたします。

---

○委員長 次に、政務活動費の増額検討についてを議題といたします。

12月12日の議会運営委員会において政務活動費の増額検討をしていくことが決まっておりますので、これにより増額検討していきますが、検討に当たり、まず現状について事務局に調べてもらいましたので、事務局から説明をお願いします。

○庶務課長 資料3でございます。現状についてでございます。まず、他市議会との比較でございます。中核市や千葉県内各市、東葛地域の平均を比較した結果は表のとおりでございます。40万人台の中核市と比べた場合は柏市議会の政務活動費が一番低く、県内の政令市を除く各市平均と比べた場合は一番高くなっております。ちなみに、松戸市は来年度以降月8万円の増額が決まっておりますが、表については令和6年度のデータを使っております。

次に、物価指数による試算でございます。政務調査費が創設された平成13年に発表される平成12年度の生鮮食品を除く総務省消費者物価指数と令和5年度のものを比較しました。平成12年度から令和5年度の伸び率は、平成12年を100とした場合7.0%となり、約5,600円の増加となります。

その他考慮すべき点でございます。まず、第三者からの意見聴取でございますが、審議会等への諮問は委員からの意見や答申を十分予測した上で行われるのが一般的

な進め方であろうかと考えます。このため、諮問をする場合、第三者がどのように考えるかを十分検討した上で諮問をすべきであると考えております。

次に、物価の高騰でございます。現在の著しい物価の上昇は、政務活動費にも影響しているものと思われます。以上でございます。

○委員長 現状は、事務局に説明させたとおりです。

なお、この件につきましては、次のページ、12ページですが、3月18日の議会運営委員会で増額をするかどうかの意見をお伺いしますので、各会派持ち帰りの上、御協議お願いをします。

次に、柏市議会（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長 委員会外発言を求められています、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ、末永議員。

○末永康文委員外議員 さっきの項で述べようと思ったんですが、修正案を出す予定でいますので、皆さんも御存じのようにもう資料を渡してありますからね、皆さんに。だから、修正案を出す予定ですけども、修正案についての議論も重ねてできるようにしていただきたいのが1点。

それから、物価高騰7%というふうに書いていますが、郵便料金などは32%の引上げですよ。だから、議員さんの活動で一番命なのはやっぱり何だかんだいっても郵送、印刷が主ですよ。全体の物価指数から考えたら7%で済むかもしれませんが、ここら辺を考慮して、私はもっと議論を深めるために無所属も含めた、議運だけじゃなくて、全員協議会だとか、あるいは全体が参加できるような議論を、ぜひそういうのをつくっていただきたいと思うんですよ。議運だけで議論して、会派ある人だけの議論で、あとさっと流れていくんじゃないくて、やっぱり細部にわたって、どこに一番議員さんがお金がかかって、調査活動が十分できるかどうかというのが政務調査費の額ですから、そういうことを考慮した議論をぜひしていただきたいと思います。

もう一点あるのは、会派にやると言ったけど、皆さん、会派の代表の方や、あるいは主な議員さんに資料を私が作って渡しました。見て驚いたのは、会派で本当に使用していないんですよ。見て分かるでしょう。60%から70%、使っても70%、使っていないところなんかは、公明党さんは特に県からの指導があったり、いろいろあるそうですが、公明党さんなんかは40%程度ですよ、使用しているの、会派で。1人3万円、1か月3万円という枠で……

○委員長 簡潔にお願いします。

○末永康文委員外議員 しているから、物すごく残っているんですよ。そういうための会派費にするのはいかがなものかと思うんですよ。ですから、ぜひ政務調査費の在り方についてはもうちょっと抜本的に全員協議会など開いて議論をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長 修正動議のお話が今委員外から出ましたので、修正動議の取扱いについ

てちょっと事務局から説明をお願いします。

○議事課長 修正動議の取扱いについて御説明をいたします。

まず、修正動議の原案につきまして、質疑並びに一般質問の最終日の議会運営委員会でお示しをいただきまして、内容について提出者より御説明をいただく流れとなります。続きまして、提出者及び賛成者の署名が入った資料を採決日の議会運営委員会でお示しの上、御説明をもう一度していただくこととなります。その際に提出要件を満たしたものについては、採決日、議場にてお諮りいただく運びとなる予定でございます。以上です。

○委員長 そのように進めさせていただきます。

---

○委員長 次に、柏市議会個人情報保護条例の改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料4でございます。これは、刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、柏市議会個人情報保護条例を改正する必要性が生じたものでございます。条例に罰則を定める際には事前に検察庁と協議することとなっておりますが、このたび協議が終了し、千葉地方検察庁より特段の問題はないものと考えますとの回答をいただきました。

改正の概要については、1点目が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、特定個人情報に係る規定の整備を行うものでございます。具体的には、条例の第2条第10項の文中「第2条第8項」を「第2条第9項」に訂正するものでございます。

2点目が第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

条例案につきましては、資料のとおりでございます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局の説明のとおりですが、条例案について特段の意見がある方は3月11日の質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会のときに伺いますので、各会派持ち帰りの上、協議をお願いします。

市民サイドさん、どうぞ。

○松本 この条例が制定されない場合の何か問題はあるのでしょうか。

○委員長 事務局、回答できますか。

○庶務課長 こちらにつきましては、一応令和7年の6月1日に法律が変わってまいりますので、それまでに決めていただかないと、仮に違うような御意見をいただいた場合には再度検察庁との協議が必要ということになりまして、内容によっては先ほど申し上げました令和7年の6月1日に間に合わないということになるかと思えます。以上です。

○委員長 どうぞ。

○松本 3月11日に合意された場合のその後のスケジュールをお示してください。

○委員長 事務局、お願いします。

○庶務課長 3月11日に合意された場合につきましては、3月18日の議会運営委員会で条例案をお示しして、そのときに議会運営委員会の提出議案ということでその日に上程されることになります。以上です。

○委員長 したがいまして、先ほどの政務活動費の改正案とこの個人情報保護の改正案の2つが議会運営委員会で合意されれば、2つが提出される形となります。

市民サイドさん、何か懸念あるんですか、この。

○松本 日程がすごい窮屈ですね。

○委員長 基本的には懲役が拘禁刑に変わるだけかなというふうに大枠のところは捉えておりますので、各会派十分説明をしていただきまして、11日にお持ちいただければと思います。

---

○委員長 次に、議員提出議案等の趣旨説明時に係る資料揭示についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料5でございます。昨年3月11日の議会運営委員会で市民サイドさんから、議案第29号、令和6年度柏市一般会計予算に対する修正動議を提出する際の趣旨説明時に資料揭示をしたいとの申入れがありました。当時は、市民サイドさんからの申入れが議会運営委員会の直前だったこともございまして各会派の協議が十分にできておらず、御意見がまとまりませんでしたので、引き続き議会運営委員会で継続協議していくこととなっております。事務局からは以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたとおり、継続協議となっておりますので、再度各会派の皆様の御意見を伺いたいと考えております。つきましては、議員提出議案等の趣旨説明時に資料揭示を行うことについて各会派に持ち帰っていただき、次回、3月11日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会において御協議をいただきたいと思います。

---

○委員長 次に、令和7年度議会費の概要についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 令和7年度一般会計歳出予算のうち、議会費について御説明いたします。

資料6でございます。議会費の総額は、表の左下に記載のとおり6億5,682万8,000円でございます。前年比99万8,000円の増額となりました。主な内容を申し上げますと、まず1節の報酬から4節共済費、また8節旅費の会計年度任用職員の通勤費を合わせた人件費のうち、3節の職員手当等で期末手当が4.6か月に引き上げられたことにより717万1,000円の増額、4節の共済費が負担割合変更により587万円の減額となっております。令和7年度人件費トータルは5億7,428万円となり、前年度と比較して159万2,000円の増額となっております。続きまして、人件費を除く7節の報償費から18節の負担金補助及び交付金までにつきましては、合計額8,254万

8,000円で、前年度に比べ59万4,000円の減額となっております。主な増減の要因を申し上げますと、工事請負費で本庁舎6階カーペットタイル張り替え334万3,000円がなくなり、新たに修繕費で議場プロジェクター交換が270万1,000円、配信用パソコン入替えが106万7,000円となっております。以上、概略を御説明させていただきました。

この資料は、議会運営委員会終了後にラインワークスで配付させていただきます。御質問等がございましたら、庶務課までお問合せください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきます。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○末永康文委員外議員 今までよく議会でやるからいいやぐらいで見ていなかったんですけども、議会の図書費などは2万6,000円ですよ。これは法律で決まっているんですよ。議会に図書室あって、図書ちゃんと充実させなきゃならないって地方自治法の中に。2万6,000円程度じゃ何も本買えませんよね。もうちょっとこういうこと充実しなきゃいけないと思いますよ。私たまに行って見ますけど、ろくなものありませんよ。だから、ちゃんと、ここは少なくとも30万なり50万取って図書の充実を図って、情報収集するということをやりたいなと思うんです。

もう一点、議長の交際費が35万ですか、これ市内の誰かが、結婚式には行くことではないと思いますが、葬儀の5,000円持っていく金でしょう、これ。そうじゃなくて、議会の皆さん、議員さんがもっと議長の主催で全体で研修会やったり、あるいは講習会やったり、勉強会やったり、全員協議会やったりする必要があると思うんですよ。あるいは、商工会議所だとか労働団体呼んで話を聞くとか、そういうお金を取るためには少なくとも200万、300万あって、議長が議長らしい活動ができるようにすべきだと思いますよ。そういうことが全くしていない。予算が来年度予算も同じだと思うんですけども、これからでも遅くないから、議会としてちゃんとやっていたきたい。以上です。

---

○委員長 次に、安否確認テストの結果についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○庶務課長 資料7でございます。昨年12月23日の安否確認の結果について御報告させていただきます。

ラインワークスで御参加いただいた議員さんは34人、ショートメールで御参加いただいた議員さんは2人で行いました。そのうち、1時間以内に御連絡をいただいた議員さんは20人、3時間以内に御連絡をいただいた議員さんは4人、5時間以内に御連絡をいただいた議員さんは2人、5時間を超え、当日までにいただいた議員さんは1人、翌日以降に御連絡をいただいた議員さんは5人、回答がいただけな

かった議員さんは４人でした。回答いただけなかった理由につきましては、気がつかなかったという方が３人、回答したと勘違いをしたという方が１人でした。

なお、参考までに別添資料にパソコン及びスマートフォンでアンケートを回答したかを御確認していただく方法を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

---

○委員長 次に、議長主催による研修会についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料８でございます。さきの議会運営委員会でお知らせいたしましたとおり、２月２１日金曜日、第１回招集日の本会議終了後に本会議場で議長主催による研修会を開催いたします。講師は一般社団法人公務員研修協会代表理事の高嶋直人氏、研修テーマは議員によるハラスメントの防止についてでございますが、今回はハラスメントの定義のほか、事例演習を通じて具体的にどのようなことがハラスメントに当たる可能性があるのかということなどについて理解を深めていただきます。また、既にお知らせしておりますが、これまでの研修会同様、事前に記者クラブに情報提供いたします。以上でございます。

○委員長 事務局の説明のとおり御承知おき願います。

---

○委員長 次は、３月１１日火曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会をいたします。

午前１１時３３分閉会